

第 7 5 3 回教育委員会定例会会議録

1 招集日時 平成 1 8 年 1 1 月 1 4 日（火）午後 2 時から

2 招集場所 教育委員会会議室

3 出席委員 藤村委員長，櫻井委員，山田委員，佐々木委員，小野寺委員，
佐々木教育長

4 説明のため出席した者

鈴木教育次長，矢吹教育次長，佐藤参事兼総務課長，菅原教育企画室長，
安井教職員課長，菅原義務教育課長，村上障害児教育室長，
今野高校教育課長補佐，氏家施設整備課長，菊地スポーツ健康課長，
岩間参事兼生涯学習課長，加藤文化財保護課長ほか

5 開 会 午後 2 時

6 第 7 5 2 回教育委員会会議録の承認について

委員長 （委員全員に諮って）承認。

7 第 7 5 3 回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名，議事日程について

委員長 山田委員及び佐々木委員を指名
議事日程は配付のとおり

8 教育長報告（一般事務報告）

（ 1 ）県立高等学校の学区制問題での公聴会開催等を求める意見書について

（説明：教育長）

「県立高等学校の学区制問題での公聴会開催等を求める意見書について」御説明申し上げます。

資料は，1 ページから 1 9 ページまでとなる。

地方自治法第 9 9 条の規定に基づき，県立高等学校の学区制問題に係る公聴会の開催等を求める意見書が，石巻市，大崎市，栗原市，山元町，松島町，利府町，富谷町及び色麻町の各議会から別紙写しのとおり提出されたので御報告申し上げます。

なお，意見書の取扱いについては，受理する義務はあるが，それぞれの意見書に対して回答その他積極的行為をする法的義務はないものとされている。

従って，これらの意見書については，受理するが，回答はしないこととし，今後，教育委員会が県立高等学校の学区制について検討する際に，これらの意見も踏まえて誠実に検

討を行うこととさせていただきたいと考えている。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質疑なし)

(2) 県立高等学校における必履修科目未履修問題について

(説明：教育長)

「県立高等学校における必履修科目未履修問題について」御説明申し上げます。

県立高等学校における必履修科目の未履修については、学校教育に対する信頼を大きく揺るがすとともに、生徒や保護者の方々並びに県民の方々に多大の不安と御迷惑をおかけした。このことは、教育委員会教育長として深く反省すべきことであり、お詫びを申し上げます次第である。

県立高等学校の6校が、適正な教育課程の編成と実施に欠けていたことは、私どもとしても、とりもなおさず、各校の教育課程の正確な把握に欠けていたことそのものである。誠に申し訳なく思っている。

まずは、1日も早く生徒の不安を払拭し、将来に向かって歩めるよう努めることが大切であると考えている。これまで、関係県立高等学校では、生徒と保護者への説明会等の開催を通じて状況を説明し、進学や就職先へは、お詫びと事情説明とともに、提出されている調査書の正しいものへの差し替えに取り組んでいるところである。また、関係校長会を開催し対応について協議しており、補充体制が早期に確立出来るよう、支援を行うこととしているところである。その結果、関係高校全てにおいて、未履修科目の履修の見通しが立ったところである。特に、3年生については、例年通り卒業出来る見込みとなっている。

学習指導要領は、学校教育の基本であり遵守されなければならない。様々な背景があったにせよ、今回の未履修問題は、あってはならないことであり、全く説明の出来ないことである。今後は二度と起きないようにすることが大切であり、その体制の確立に努めて参りたいと考えている。高校教育全体への信頼を大きく失った。今日も高校に通い続ける一人一人の高校生の将来のため、高校生と保護者をはじめとする県民の信頼回復に邁進することをお誓い申し上げたいと思う。

調査結果並びに詳細については、高校教育課から御説明する。

(説明：高校教育課課長補佐)

それでは未履修問題について御説明申し上げます。

資料は、20ページから22ページとなる。

まず、資料の20ページをお開き願いたい。最初にこれまでの経過について御説明する。10月24日に富山県高岡南高校における世界史Aの未履修の報道を受け、本県でも、県立高校における世界史の履修状況を教育課程表により確認作業に入ったが、その時点では未履修は確認出来なかった。しかしながら、翌25日になると近県を含めたいくつかの県で同様の事例が明らかになったのを受け、県立高校に対する全必履修科目の履修状況調査を決定した。その後、文部科学省から未履修状況調査の依頼がFAXで入り、翌26日朝

から県立高校に対する未履修状況調査を実施したところ、5校の未履修が判明し、夕方その結果を公表した。31日には必履修科目等の未履修高等学校長会議を開催し、対応について協議するとともに、翌11月1日には関係高校に対して未履修への対応を通知した。2日には公表漏れのあった第二女子高の未履修状況を公表し、全体で6校の未履修となった。また、文部科学省から未履修生徒への救済措置等に関する通知が入り、授業実施の軽減等を図ったところである。その後、教育課程の編成や実施上の課題を探るため、4日から5日及び11日から12日にかけて県立高校の校長を呼び個別ヒアリングを実施した。その結果を6日並びに13日に発表したところである。また、県立高等学校へ教育課程の編成と実施について、基本原則を再確認する意味で通知を行った。今後は、引き続き大学等へこれまでの経過と現状の説明及び調査書の取り扱いについて説明していく予定である。

続いて、2番目である。未履修状況調査の結果についてお話申し上げる。未履修の6校及び科目については、県教育委員会に提出している教育課程表上の設定科目と実際の実施科目が異なっており、仙台第一高校を例に取ると、情報Cが必履修科目であるがこれは2単位であり、そのうち1単位を体育とライティング又は体育と数学Cということで、他の科目の授業をしていたということである。三高、第二女子高、古川高校、佐沼高校、石巻好文館高校も同様に見ていただければお分かりになるかと思う。全体で2,640名が未履修ということが分かった。

3番目である。今後の補充対応であるが、21ページを御覧願いたい。6校の今後の補充授業については、仙台第一高校では3年生が11月7日から1月19日まで、情報の授業25回とレポートで対応することとしている。同様に、三高、第二女子高、古川高校、佐沼高校、石巻好文館高校も11月から1月ないし3月までで全て完了する予定となっている。

続いて、ヒアリングの結果である。ヒアリングについては県立高校77校全てに対して行った。11月の4日、5日、11日、12日の4日間行った。その目的であるが、各学校の未履修の有無だけではなく、教育課程の編成と実施における現状、課題等を把握することを目的に行った。その結果であるが色々な意見があった。(4)に校長の主な意見ということがあるが、「基礎基本である必履修科目は時代が変われどやるべき」、それから「学校の教育課程設計上の裁量権を拡大してほしい」、それから「学習指導要領と大学入試の乖離が大きい」、このような多くの意見が出された。

今後の対応であるが、今後は、未履修関係のある県立高等学校での補充授業の円滑な実施と生徒の卒業への支援等を通じて、生徒と保護者の不安の払拭に努めて参りたいと考えている。また、県立高等学校への適正な教育課程の編成と実施に係る指導として、学校の責任者として、管理職である校長及び教頭への十分な説明、さらには、県立高等学校への指導主事訪問時の教育課程の編成と実施状況の確認と指導助言、これらに努めて参りたいと思う。再発の防止はもとより、学校の抱える課題や問題の解消に向けて今後とも取り組んで参りたいと考えている。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質 疑)

櫻井委員 二つお聞かせ願いたいですが、実際に高校生の保護者として最近の学校の状態を細かく見ている。まず一つは、ゆとり教育が叫ばれて週5日制になってから非常にタイトな状況で色々勉強しなければいけないというのが高校に課せられており、受検のことを考えてもなかなか難しい状況であるが、結果的には同じ進学校でありながらちゃんと未履修をせずに履修をしてクリアしている学校があるのは確かであるが、そういう学校はどのように工夫して履修をされているか、未履修の学校の校長と、履修をきちんとしていた学校の校長とでその考え方とかやり方にどのような違いがあったか、分析が出来ていたら教えていただきたいというのが一つと、それから実際に今回のことが分かってから各校で校長が何回も保護者やそれから生徒を交えた全体集会を開いているということを保護者同士から聞いている。大きな混乱もなく、かなり意見が生徒や保護者から出たと聞いているので、どのような意見が多かったか教えていただければと思う。

高校教育課長補佐 まずきちんとやったところとそうでない学校ということであるが、きちんとやっている学校においては例えば授業時間数を若干延ばしてやったりとかそういったことで対応しているところもあったようである。たぶん色々なやり方があるとは思いますが、それぞれの学校で長年培ってきたやり方というのがあってそういった中でやってきたものと考えている。それから保護者の方や生徒への説明の関係であるが、この問題が起きてからすぐに各学校では保護者の方や生徒へ説明を行っている。質問として出たのは、「どうなるんでしょうか」、「これから私たちどうなるんだろうか」ということで「本当に卒業出来るのか」とかそういった質問はあったようであるが、特に大きな混乱はなく、ある意味では同情的な意見も出たところもあった。

小野寺委員 今回の未履修の問題が起きた背景とか要因があって、それぞれの高校が色々な苦しい事情があると私も思うが、やはり教育の場でルールを守るべきである。法的拘束力があるとされる学習指導要領が軽んじられているということである。さらに言えば高校教育の意義とか本質とかその辺りが見失われていたのかなあということである。実際、生徒のためにやったということが、実は生徒のためになっていなかったということだと思う。私は、この事実は事実として教育委員会も高校も当事者意識を持ってしっかり認識することがまず肝要だと思っている。例えば、背景や要因として学習指導要領と大学入試の溝があるとか、入試制度の見直しが必要であるとかということとやっぱりちょっと切り離して、そこの部分は考えていきたいと私は思っている。そうした背景とか要因にある問題について、しかるべきところでしっかり議論すべき課題だと思っている。それが一つである。それから二つ目であるが、教育委員会の責任ということであるが、やっぱり今説明があったが、生徒と

か保護者に不安を与えないように、あるいは生徒へのしわ寄せを軽減することを中心に、今お話のあったように実態調査をはじめとして補修方法とか救済策の指示とか、あるいは教育長が陳謝されていると、あるいは調査結果も公表されているという今度の対応については、私は適切で迅速でなかったかなあというふうには捉えているが、ただ学校を信頼するということは私は大事だと思う。やはり学校の主体性とか自主性というのは尊重しなければいけないと思うが、どうなのか点検、指導等のそういう落ち度がなかったかどうかである。いわゆる教育課程のチェックである。それをチェックするシステムが機能したのかどうか、カリキュラムの読替という言葉があるようであるが、例えば今回のことが実は許容範囲としてあったのかどうかである。情報が多いようであるが、それが二つ目である。それから三つ目として、では教育委員会でどう対応していくかということであるが、やはり今21ページで説明があったが、再発防止と信頼回復ということがまず私は大事だと思っている。やはり教訓として押さえるべきものはしっかり押さえてどのような手だてを講じていくのかである。それからもう一つ加えれば、私は現場にいた人間であるので、今回の問題として感じたことはやはり現場と教育委員会の距離というか、その辺りであるが、特に現場と教育委員会のあり方というのを見直す契機である。もっと私は現場の声を受け止めて行きたいと思う。そこに私は課題解決とか教育施策を充実させていく鍵が、ヒントがあるような気がする。とにかく現場の自主性はこれを尊重しながらも教育委員会として何が足らなかったのかである。それを今後の方策に活かしていく必要があるのかなあというふうなことを当事者意識を持って感じたので申し上げた。

委員長　私もこういう問題が出てきて大変な社会的問題にまで発展してから後追的に色んな事を反省するということが、こういうパターンが結構多い、多すぎると思う。それはそれとして、今小野寺委員が言われたことの中に非常に大事なことがあると思うので、その中の一つは、教育の現場の中で法的拘束力のあるものがいくつかある訳であるが、それを教育委員会としてやはりチェックしていかなければならないということは今後必ず必要であると思う。この間皆さんにもコピーをお渡ししたが、伊吹文部科学大臣から手紙をいただいた。その中にも教育委員会の機能をしっかり発揮しなさいという意味のことが中を見ると大きく書いてあった。そういうことを含めて今後まず大事なのは法的拘束力のあるもの、これは小野寺委員が言われたことであるが、それをちゃんとやっているかということである。各学校に対して報告させるとか、あるいは他の方法で見に行くとか。それからもう一つは、やはり現場と教育委員会とがもう少し密にやっていかなければならないということである。その二点を私は感じる訳である。

山田委員　私も皆さんの意見を聞いて、高校生の子どもがいる保護者の一人として、

一番最初に感じたのは非常に不公平感を感じた。やはり先程来お話が出ているように高校教育の本質を見誤ってしまっている部分に対して非常に不公平感を感じている。恐らくそういうことを感じている生徒，あるいは保護者がかなり今回はいるんじゃないかなあと思うが，実際にそういう声が出てきているのかどうか，もし出ているとすればそれに対してどのような今後説明とかフォローをしていくのか，その辺をお聞きしたいと思う。

教 育 長

色々質問があったが，まず最初はルールは守るべきということで，学習指導要領が軽んじられているのではというお話，それに関連して今回の色々な分析が必要ではないかというお話であるが，学習指導要領は基本的には法的拘束力があるとされているので，これを遵守することをチェックしていかなければならないことは当然のことだろうと思っている。そういう意味で，今回学習指導要領が守られていなかったということは極めて残念なことであるというふうに考えている。この背景，要因の分析であるが，これは文科省なりでも今後考えられるであろうが，本県の状況を見てみると必修科目である大学入試に関係ない教科，情報科の事例が多かったということを見ると，大学入試への対応といったことが背景にあるのではないかと考えている。今回の背景，事情については今後も色々分析されるであろうが，国においてもどのような分析がされるかわからないが我々としては十分注意，注目して参りたいと思っている。それから教育委員会の責任であるが，学校を信頼することが大切，まったくおっしゃるとおり，学校と教育委員会の信頼関係の上に成り立っていることだと思っているので，そういう意味では学校にある程度，主体性，自主性を持たせて，現場に任せていくところは任せていくということがこれからは必要ではないかなあと思っている。今回，逆に一方では教育委員会の指導，権限を強化するという意見もあるが，私は基本的には学校の主体性，それから自主性についてある程度権限を持ってもらった方がこれからの学校というのを考えた時にいいのではないかと考えている。それから信頼の回復の手だてということであるが，本当に一度失った信頼は回復するというのは極めて難しいということは我々承知している。ただやはり当面は，生徒，保護者が不安がないような形で3年生は無事卒業出来るということに全力を傾けたいと思っている。現場と教育委員会の距離，先ほどの問題とも関連するが，確かに取り巻きの情報が教育委員会としても十分把握出来ていなかったということは大いに反省しなければならないと思う。そういう意味で学校と教育委員会等の風通しが良くなるいい組織にして行きたいと思っている。色々な機会を通じて今後もっともっとコミュニケーション良く現場と意見交換をして参りたいと思っている。それから現場で法的拘束力のチェック，学習指導要領の問題に関連してのお話かと思うが，この法的拘束力のチェックをどうするかということ是非常になかなか難しいと

思う。今例えば、こういった未履修の問題についてのチェックというのは先ほどもちょっと説明で申し上げたが、当面は指導主事が学校を訪問してそこで現場でチェックを行うということが当面の対策としては有効ではないかなあと思っている。今回のヒアリングは学校長を呼んでそれでヒアリングをしたが、やはり学校の現場に行けば現場の情報もあると思うので直接指導主事が行く際にはその辺のところも見ながらチェックして参りたいと思っている。それから今回の事件に関連して、不公平感が出ていないのかということであるが、私のところには特に不平不満、不公平であると、今回の特例措置等について、例えば正規に履修していた子ども、あるいは保護者からそれは不公平であるという声は届いていないが、もし高校教育課辺りにその辺の声が届いていたらお願いしたい。

高校教育課長補佐

若干そういう声もあるが、勉強しないことが得なのかということで、そこは損得ということではなかなか測りきれないところがあるんじゃないかと思っている。

佐々木委員

今までのことを反省したりすることは勿論当然であるが、今後の問題としてこれだけ全国的になったということは、やはり現在の指導要領とか体制に若干無理があった可能性もあるなという印象を受けている。であるから例えば、指導要領の見直しとかここにも現場の校長先生の声としてある程度の裁量権というものの幅を考えると、そういうふうなことをみんなで考えていく方向も必要じゃないかなあというふうに思う。というのは今これ県立高校だけが問題になっているが、この教育委員会は私立学校にどの程度の力があるのか分からないが、今度私立学校との大きな格差の問題が出てくることにもなりかねないというふうに思うので、やはり勿論今回のことを対処するということが一つの課題であるが、今後のことをこのことをきっかけにもう一度見直していくということは全国の会議などで少し話し合っていくような方向が出たらより良くなるんじゃないかなあというふうには、今のこの枠内に全部納めて鎮めてしまうということではなくてこれはやはり全国的などこか歪みがある問題だというふうに考えた方がいいんじゃないかなあとは思っている。

教 育 長

学習指導要領に無理があるんじゃないかという話であるが、確かに学校長の方からは4日間やった中でも先ほどお話したとおり弾力化、もう少し学校長に裁量を与えてもらいたいという話があるし、今回の問題を契機としてももう少し抜本的に例えば高校教育での必修のあり方、必要なのか、必要とすればどういう教科があるのか、何時間位なのか、そういうトータルに、もう少し総合的に考えてもらいたい。未履修の問題だけでなくもう少し学習指導要領全般を、ゆとり教育の問題なのか、そういうことも含めて少し全般的に考えてもらいたい。現在、今中教審の中で学習指導要領の見直し作業を進めているので、当然、校長からのヒアリングの際に色々出た問題についても文

科省の担当課の方には十分伝えて参りたいというふうに思っていた。出来たら学習指導要領の見直しの中で反映していただければ有り難いなあと思っている。

委員 長 そのとおりである。今度1月に教育委員長のブロック会議があり、それを今度は宮城県がお世話することになる。是非そういう場にもそういう話を強く出していきたい。やはり単独というか一つの県とかそれだけの話ではない。みんなでそういう意見を出していかないと駄目である。今言ったようなことは非常に正論でこれからの大事なことであると思う。

9 専決処分報告

(1) 蔵王高校損害賠償請求事件の和解について

(2) 県立高等学校の作業中に発生した車両損傷事故に係る和解について

10 議 事

第1号議案 職員の人事について

委員 長 委員全員に諮った上で、専決処分報告(1)及び(2)並びに第1号議案については、非開示情報が含まれる事項のため、その審議については秘密会とする旨決定。

会議録は別紙のとおり(秘密会のため公開しない)。

第2号議案 第311回宮城県議会議案に対する意見について

(説明：教育長)

「第311回宮城県議会議案に対する意見について」御説明申し上げます。

資料は、7ページから12ページまでとなる。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、平成18年11月10日付けで、知事から意見を求められたので、異議のない旨の意見を申し出ようとするものである。

はじめに、予算議案についてであるが、8ページの第311回宮城県議会提出予算議案の概要を御覧願いたい。まず、債務負担行為について、第一女子高等学校再編統合施設整備工事並びに第一女子高等学校及び気仙沼向洋高等学校の校舍耐震補強工事の必要な期間及び限度額の債務負担を措置するものである。

次に、予算外議案についてであるが、資料の9ページを御覧願いたい。議第169号、177号、178号の各号議案については、学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴い、「盲学校、聾学校及び養護学校」が障害種別を超えた「特別支援学校」とされたことなどにより、関係条例について所要の改正を行おうとするものである。

続いて10ページを御覧願いたい。議第188号議案については、角田高等学校における生徒の死亡事故に関する損害賠償請求事件に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、その承認を求めようとするものである。

平成18年11月県議会に提出された予算及び予算外議案の内容については、以上のとおりである。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

(質疑なし)

委員長 (委員全員に諮って) 可決。

11 課長報告等

(1) 第一女子高校の男女共学化に伴う校名案の募集について

(説明：高校教育課課長補佐)

「第一女子高校の男女共学化に伴う校名案の募集について」御説明申し上げます。

資料は、1ページ及び2ページとなる。

本県では、平成13年3月に策定・公表した「県立高校将来構想」に基づき、平成22年度までに全ての県立高校を男女共学化することを政策決定している。今回、報告する第一女子高校は、昨年10月に平成20年4月から男女共学となることを決定しているところであるが、共学校に移行することに伴って、学校の名称を変更するものである。これを受けて、第一女子高校が共学校に移行した後においても、将来にわたり地元をはじめとして広く県民の方々から親しまれ、愛される学校となるよう校名案を広く募集するものである。「1 校名案募集の方法」について御説明申し上げます。募集期間については、11月15日から12月25日までとし、応募方法は、所定の応募用紙、官製はがき、または電子メールとしている。応募先については、それぞれ配布資料に記載のとおりである。資料の2ページの「2 校名の決定について」及び「3 スケジュール(予定)」を御覧願いたい。まず、校名の決定であるが、応募のあった新校名案について、同窓会などの学校関係者で構成する校名選考会議を開催し検討を行い、その結果を踏まえ、県教育委員会で校名案を決定し、最終的には県議会への付議、県立学校条例の改正により正式に決定する予定となっている。スケジュールについては、12月25日まで新校名案を募集し、2月までに4回程度の校名選考会議を開催し、その結果を踏まえて3月に県教育委員会が校名案原案の決定を行い、3月下旬頃を目途に仮称名として公表する予定としている。

以上、御報告申し上げます。

(質疑)

委員長 この募集期間は11月15日から12月25日と書いてあるが、これは色々な方に知らせるのはどうやって知らせているのか。出来るだけ沢山の人に知らせる必要がある。

高校教育課長補佐 県政だよりとか、新聞で広報をしている。

櫻井委員 女子という名前が付いている学校なので変更は致し方ないと思う。校名の応募規定の中に条件として書いてあるのはこの三つだけであるが、このほかにこういう言葉は使っていけないとか縛りのようなものというか、こういう条件というのは今考えられているものはあるのか。

高校教育課長補佐 一般的にあまり序列化を示すものとかそういったものについては避けるという
 ことである。
 櫻井委員 序列化とは例えばどういうものか。
 高校教育課長補佐 1, 2, 3 とかである。
 櫻井委員 ここには書いていない。
 高校教育課長補佐 応募の段階では特に書いていないが、そういったことで考えたいという
 ふうに思っている。
 委員長 これは選考会議で決めるのか。
 高校教育課長補佐 選考会議で議論される。

(2) 国のスポーツ振興基本計画の改定について

(説明：スポーツ健康課長)

「国のスポーツ振興基本計画の改定について」御説明申し上げます。

資料の3ページをお開き願いたい。

国においては、スポーツ振興を体系的・計画的に推進するため、平成13年度からの10ヶ年計画で、スポーツ振興施策を展開しているところである。本県においても国の基本計画を参考にしながら、スポーツ振興を図るため本県の実情に即した基本計画を策定し、平成15年度からの10ヶ年の計画として、振興策を展開しているところである。こちらは生涯学習関係の宮城県生涯学習振興計画、それから学校教育関係のみやぎ新時代教育ビジョン、これらとともに本県教育行政の三つの基本計画の一つというふうになっている。

さて、国のスポーツ振興基本計画であるが、平成18年9月21日に計画が一部改定されたところである。これは計画の中間年を迎え、これまでの進捗状況を踏まえ、今後5年間の取組みを示したというものである。その見直しのポイントであるが、資料にあるように従来の三本柱の構成、これは変わらないものの、旧の方にある「生涯スポーツ及び競技スポーツと学校体育・スポーツとの連携」と、こういったタイトルが新たに冒頭に掲げられ、タイトルも「スポーツの振興を通じた子どもの体力の向上」というふうに変わったところである。

4ページをお開き願いたい。4ページには今ちょっと触れた三つの柱、これがピンクの丸で示されている。これは言わば大目標であるが、この大目標を実現するための象徴的な政策目標として、三つにそれぞれ一つずつ掲げている。一つ目は、赤い字で書かれているが「子どもの体力の低下傾向に歯止めをかけ、上昇傾向に転ずることを目指す」と、これが新たに盛り込まれたところである。

なお、二つ目の「成人の週1回以上のスポーツ実施率を50%とすること」、それから三つ目の「オリンピックでのメダル獲得率3.5%とすること」と、このことについては改定前から引き継がれているところである。

続いて、その下の「政策目標達成に向けた視点と施策」について簡単に御紹介申し上げたいと思う。一つ目の「子どもの体力の向上」についてであるが、御存知のとおり昨今、

子どもの体力の向上が心身の健全な発達の上で大きな課題となっていることに鑑み、国では、子どもの体力の低下傾向に歯止めをかけ、上昇傾向に転ずることを新たな政策として掲げたところである。家庭、学校、地域において、子どもの体力の向上を目指した取組みが促進されるよう関係団体等とともに全国民にアピールする運動を展開しようとするものである。このような国の動きに対して、本県としては既に「子どもの体力・運動能力向上の推進」といったことを教育行政の重点事業として位置付け、「みやぎの子どもの体力・運動能力充実プロジェクト事業」を実施して、積極的に取り組んでいるところである。

続いて、二つ目にある「生涯スポーツ社会の実現」であるが、これについては改定前からの政策である。国では「総合型地域スポーツクラブ」の全国展開に向けて更なる取組みを図ることなどにより、スポーツ指導者の一層の活用を図ることを目指しているところである。

なお、この件に関して本県では「総合型地域スポーツクラブ」を全ての市町村に1ヶ所以上設置するということを目指して、現在のところ12の市町村に19クラブが設置されており、それぞれ活発な事業が展開されている。

続いて、三つ目にある「国際競技力の向上」については、これも改定前からの政策であるが、御覧のようにこれまでの施策を拡充させた内容となっている。

なお、今回の国の計画改定を受け、県としても平成14年度に定めた「宮城県スポーツ振興基本計画」に基づく県のスポーツ振興事業が、この4年間でどのように県民に受け止められ、スポーツに対する意識がどう変わったか、というようなことをアンケート調査で把握するとともに、スポーツ振興審議会の御意見を伺いながら、県計画の見直しが必要かどうかも含めて検討を行って参りたいというふうに考えているところである。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質疑なし)

12 その他

佐々木委員 資料として配付されている「平成19年度県立盲・聾・養護学校高等部及び専攻科の入学者選考要項等」は実際に動く要項か。先ほどの条例改正の説明において「盲・聾・養護学校」ではなくて「特別支援学校」というような名称に名前を変えるという説明があったが、それは条文の中だけの問題で一般的な呼び名はこのままか。

矢吹次長 具体の名称については今後検討するという事になっている。

佐々木委員 条文で使う時だけ「特別支援学校」というふうに変えるというだけで、このような文書にはそのまま盲学校とかというふうに残るということか。

矢吹次長 現段階ではそうである。その後学校と直接変更するかどうかの協議を始める。

委員長 今言われたようなことは私も大分前であるが質問したことがある。盲・聾・養護というのは適切な言葉ではないのではないかと考えるということと言

佐々木委員 折角この条文が変わるという話があったので、こちらはそのままが良いの
かなあと思っただけである。

教 育 長 条例は平成19年4月1日から変わる。特定の固有名詞については時間を
かけて検討していきたい。いずれ学校の固有名詞についても検討して参りた
い。

矢 吹 次 長 残してくれという意見もまだある。

13 次期教育委員会の日程について

平成18年12月20日(水)午後2時から

14 閉 会 午後3時37分

平成18年11月29日

署名委員

署名委員

